

利根町告示第57号

平成26年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月5日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成26年12月16日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成26年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 16	火	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	12. 17	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	12. 18	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	12. 19	金	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
5	12. 20	土	休 会	議案調査	
6	12. 21	日	休 会	議案調査	
7	12. 22	月	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成26年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成26年12月16日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	秋山幸男君
税 務 課	長	石井博美君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	矢口功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 宮 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

5 番 守 谷 貞 明 君
6 番 坂 本 啓 次 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年12月16日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第60号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第6 議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第64号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第67号 損害賠償の額の決定について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第58号

- 日程第4 議案第59号
- 日程第5 議案第60号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号
- 日程第9 議案第64号
- 日程第10 議案第65号
- 日程第11 議案第66号
- 日程第12 議案第67号
- 日程第13 諮問第1号
- 日程第14 議員派遣の報告

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回利根町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第127条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣しましたので報告します。

次に、監査委員から平成26年8月分から平成26年10月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

以上報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

5番 守谷貞明 議員

6番 坂本啓次 議員

を指名します。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの通算7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの7日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。平成26年第4回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、年末の何かとお忙しい中、今定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端等について申し上げます。

まず、このたびの衆議院選挙、並びに県議会議員選挙において、見事当選された方々には、この場をおかりして心からお祝いを申し上げます。今後とも、国民、そして地域住民のために、また地域発展のためにご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、国内の災害に触れますと、9月27日、御嶽山が突然噴火し、死者57名、負傷者69名、行方不明者6名など悲惨な人的被害が出ました。日本国内において噴火災害で死者が出たのは、雲仙普賢岳の大火砕流以来で、死者57名は戦後最悪の被害といわれております。

噴火直後は、御嶽山の噴火警戒レベルの運用開始以来、初めてとなる噴火警戒レベル3の警報が気象庁から発表されるなど、入山規制がかかり、突然の火山噴火に全国民の驚きを招いたところでございます。

また、10月に入りますと、6日には台風18号、13日には台風19号が西日本に上陸し、台風本体の猛烈な風雨と停滞した前線の影響で、日本各地で大きな被害が出ました。

この利根町におきましては人的被害はございませんが、台風18号では道路の一部が冠水、奥山地区では微小な崖崩れが発生、また、少人数ではありましたが、一般の方が公民館へ避難するなど、少々ではございますが、この台風による影響が出たところでございます。

御嶽山の噴火やこの秋の二つの台風により被害を受けられた方々には、謹んでお見舞いを申し上げます。また、災害で亡くなられた方々には衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

次に、町政の一端ではありますが、これまでの事業の進捗状況等について申し上げます。

まず、大房地区と押戸地区の旧道の整備でございますが、この事業は都市再生整備計画利根北部地区事業の一部でございまして、この地区は26年度、27年度の2カ年での整備事

業として工事を予定しております。なお、今年度分につきましては、7月に工事を発注し、平成27年3月の完成予定となっております。

また、潮来街道から若草大橋までを結ぶ主要道路美浦栄線のアクセス道路の整備状況でございますが、工事は順調に進んでおり、今年度中には開通の予定となっております。

次に、交通安全関係ですが、利根町におきましては、11月30日現在ですが、交通死亡事故ゼロの継続日数が1,896日ということで、昨日まででは1,911日になるわけでございますが、茨城県内の市町村では第1位の記録であり、この記録は更新中であることをご報告いたします。町といたしましても、今後も引き続き交通安全の啓蒙、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉関係でございますが、今年度実施している臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給状況についてご報告いたします。本年7月から11月までの状況でございますが、臨時福祉給付金については、想定された対象者2,920人に対し、支給、不支給の決定者数は2,555人で、支給等決定率は87.5%となっております。また、子育て世帯臨時特例給付金ですが、同じく対象者は1,578人に対して、支給、不支給の決定者数は1,485人で、支給等決定率は94.1%となっております。なお、この二つの給付金の申請でございますが、今月の26日をもって終了となります。

また、今定例議会において行政組織の一部見直し案を上程しております。2025年問題など、今後の高齢福祉ニーズに対応すべく福祉分野の組織体制の見直しを行いたいと考えております。

利根町保健福祉センター内にあった地域包括支援センターを、役場庁舎1階の福祉課内に置くことで、福祉部門の対応力の強化を図り、さらなる町民の利便性の向上に努めてまいります。

次に、インフルエンザ対策でございますが、本年は例年より3週間早くインフルエンザが流行しております。町では、65歳以上の方を対象としたインフルエンザの定期予防接種に加えて、町独自で実施している任意予防接種の助成を、生後1歳から、さらに中学3年生までと対象年齢を拡大して行っております。

次に、日本ウェルネススポーツ大学でございますが、平成24年春に開学し、はや2年半が経過しました。本年の春に留学生を含め268名の新入生が入学し、さらには9月の中途募集では10月より66名の留学生が加わり、現在の在学者数は574名となっております。

これまで地域連携事業として、大学や学生には、納涼花火大会や町民運動会など積極的にご協力をいただいております。今年度は公開講座の開催や町民の健康教室事業を3回実施するなど、地域に根差した事業を展開していただいております。今後も引き続き大学と連携しつつ、互いに相乗効果を高め合いながら町の活性化につなげていきたいと考えております。

最後に、町制施行60周年記念事業について触れたいと思います。これまで2回の実行委

員会を開催し、委員の皆様にも、来年度、町が行う事業について審議いただいているところでございます。既に採択された記念事業でございますが、各課等が企画した各課提案型記念事業や、町民の皆様からアイデアをいただいた町民等提案型の町主催記念事業を審議、決定していただき、来年度の予算に反映、実行していきたいと考えております。

以上、町政の一端であります。昨今の事業の進捗状況について申し上げましたが、今後も引き続き活力あるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、引き続き町政運営に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、条例改正と条例制定がそれぞれ2件、補正予算が4件、人事案件及び諮問、その他がそれぞれ1件、合計11件のご審議をお願いするところであります。

議案第58号は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、先ほども触れましたが、保健福祉センター内で行っていた地域包括支援センター業務を、利根町役場福祉課内で行いたく組織体制の一部見直しを行いたいので提案するものであります。

議案第59号は、利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、健康保険法施行令の改正による出産育児一時金の支給額改定に伴い、利根町国民健康保険条例において引用する支給金額を改めたいので提案するものであります。

議案第60号は、利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第3次一括法」が施行され、介護予防支援事業所の人員等に関する基準を条例で定める必要があるため、提案をするものであります。

議案第61号は、利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例で、議案第60号同様、第3次一括法の施行を受け、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について、条例で定める必要があるため提案するものであります。

議案第62号は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ6,636万8,000円を追加し、総額を57億4,186万6,000円とするものであります。歳入増の主なものは、国庫支出金と繰入金で、歳出増の主なものは、民生費や諸支出金となっております。

議案第63号は、平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億3,800万円を追加し、総額を26億2,023万5,000円とするものであります。また、施設勘定については、新たに債務負担行為を追加するものであります。

議案第64号は、平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、新たに債務負担行為を追加するものであります。

議案第65号は、平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入

歳出それぞれ841万6,000円を追加し、総額を3億2,898万3,000円とするものであります。

議案第66号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字羽根野880番地97、關場 修氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第67号は、損害賠償の額の決定についてで、夏休みプール開放事業中における事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、利根町四季の丘二丁目2番地15、長田律子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第58号から日程第6、議案第61号までの4件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第58号について、高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、国の基本方針により、2025年問題に対応すべく地域包括ケアシステムの構築が位置づけられ、これまでにない抜本的な改革をしなければならない時期が来ているところでございます。

その対応に向けて、高齢福祉の行政組織を一体化、ワンフロアとし、あわせて福祉部門の機関連携と対応力の強化を図るとともに、これまで以上に相談しやすい機能的な利便性の高い体制を整えたく、保健福祉センター内で行っていた地域包括支援センター業務を利根町役場福祉課内で行いたいので提案するものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

第2条の課等の分掌事務中、保健福祉センター内の項、第5号「地域包括支援センターに関すること。」を削除し、福祉課の項に第6号として「地域包括支援センターに関すること。」を追加するものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

次に、議案第59号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の提案理由につきましては、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金の金額の見直しがあったことに伴い、利根町国民健康保険条例において引用する金額を改めたいので提案するものでございます。

改正内容につきましては、健康保険法施行令第36条で規定する出産育児一時金の額が「39万円」から「40万4,000円」に改正されたことにより、同様に改正するものであります。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第7条第1項の出産育児一時金の規定で、現行の「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

次に、附則としまして第1項の施行期日の規定で、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置の規定で、施行日前に出産した被保険者に係る利根町国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

これで、議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

次に、議案第60号及び議案第61号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第60号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして、補足してご説明いたします。

それでは、議案第60号の参考資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 で条例制定の経緯でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは第3次地方分権一括法でございます

が、この施行に伴い、従来介護保険法や厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業所の人員等に関する基準等に係る基準につきまして、市町村の条例で定めることとされ、平成27年3月31日までに条例を制定することとされ、平成27年4月1日までに施行をする必要がありますので、提案するという内容でございます。

なお、今回この条例制定の対象となる指定介護予防支援事業所というものにつきましては、地域包括支援センターのことでございます。また、地域包括支援センターの一部を示す機能のことで、既に国の基準等に基づき平成18年から設置しており、運営されてきておりますが、このたび第3次地方分権一括法によりまして、改めて全市町村で条例化することとなったものでございます。

なお、介護予防支援というものにつきましては、要支援1・2という軽度の介護認定を受けた方の介護予防サービス計画など、いわゆる介護予防ケアマネジメントのことでございます。

2ページの4をお願いいたします。

基準類型でございますが、今回制定します条例は、現行の厚生労働省令で定められた基準につきまして、その内容によって「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の二つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で制定することとされております。

5でございますが、基準設定の考え方でございます。本条例の制定に当たっては、その内容の多くが、本町の実情に国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性が認められませんので、原則といたしまして国の基準に基づき定めることとするものでございます。ただし、下記の2件につきましては、本町の独自の基準を定めることといたします。

(1) でございますが、第2条の指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない場合でございますが、法人の役員、事業所の従業員が暴力団員等ではないことを新たに加え、国の基準を強化いたします。

3ページのほうの(2) でございますが、第30条の記録の整備で、介護予防支援の提供に関する記録の保存期間を「2年間」から「5年間」に延長いたします。

理由の欄の1行目でございますが、国、県、「市」となっておりますが、恐縮でございますが、「町」に訂正をお願いいたします。

理由でございますが、不適正な給付費の支給を受けた場合には返還請求権は地方自治法第236条第1項の規定により5年と定められております。そのため、本町では記録の保存期間を5年間に義務づけ、不適正な給付費の支給があった場合には、5年間さかのぼることができるようにするためでございます。

4ページをお願いいたします。

条例の内容でございますが、第1章は総則でございます。この条例の趣旨を定めております。この条例は法の委任に基づいて基準を定めるものであり、法が条例に委任している

事項につきましては、一つ目は指定介護予防支援事業所の人員に関する基準、二つ目は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び運営に関する基準などにつきまして、条例で定めるものという趣旨を定めております。

第2章は、指定介護予防支援事業者の指定でございまして、指定は町長が指定をすることになっておりますが、指定できるのは法人でなければならないということを定めておりまして、また、先ほどの独自基準の暴力団員の排除についてを定めております。

第3章につきましては、指定介護予防支援の事業の基本方針で、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと。それから、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成できるよう、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供できるよう配慮しなければならないこと。利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと。また、町や地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他の関係事業者との連携に努めなければならないことを基本方針として定めております。

第4章でございまして、この章では指定介護予防支援の事業の人員に関する基準といたしまして、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を必ず1人以上置かなければならないこと。

また、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めております。こちらは全て従うべき基準とされております。

第5章は、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めておりまして、第5章は第6条の内容及び手続の説明及び同意から、次の6ページの下の方の記録の整備第30条までにつきまして定めているものでございまして、大変長くなりますので、内容につきまして説明させていただきます。

介護予防支援の基本方針、それから、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握など、介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や当該業務を行う担当職員の責務について定めるほか、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めております。

第7章で……失礼しました。

○議長（井原正光君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） 大変失礼いたしました。5章と6章の内容を入れかえて説明してしまった可能性がありますので、大変恐縮ですが、5章からさせていただきたいと思っております。

参考資料の4ページでございます。

第5章につきましては、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準でございます、6条から30条まででございます。

こちらでは、サービス内容につきまして、サービスの提供に当たっての手續、利用料のあり方、運営規程の策定、従業者の管理、利用者等の秘密保持、事故発生時の対応、サービス提供の記録の整備など指定介護予防支援の事業を行う者が、その運営に当たって遵守すべき事項を定めております。

第6章でございますが、第31条から第33条まででございます、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

基準といたしまして、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握など、介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や当該業務を行う担当職員の責務について定めるほか、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めております。

一番下の第7章でございますが、この章では基準該当介護予防支援の業務の基準につきまして定めております。

なお、基準該当介護予防支援とは、事業者要件を満たしていない事業者であって、一定水準を満たすサービス提供を行える事業者について、そのサービスを保険給付の対象とできることから、本条例の第3章から第6章のうち、一部を除きまして指定介護予防支援の基準を準用する形で定めております。

附則につきましては、平成27年4月1日から条例を施行するものでございます。

議案第60号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきまして、補足してご説明いたします。

議案第61号の参考資料をお願いいたします。

まず、1の部分でございますが、条例制定の経緯でございますが、60号と同じく、第3次地方分権一括法の施行に伴い、従来、介護保険法や厚生労働省令で定められておりました地域包括支援センターが行う包括的支援事業の実施に係る基準につきまして、市町村の条例で定めることとされ、条例は27年3月31日までに制定することとされておまして、施行は平成27年4月1日までにを行う必要があるとするものでございます。

ここで包括的支援事業とは、まず一つ目といたしまして、先ほど議案第60号の介護予防ケアマネジメント業務、これが一つでございます。二つ目は総合相談支援業務、三つ目が

権利擁護業務、四つ目が包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、この四つが必須の事業でございます。

また、地域包括支援センターでは、ご存じのとおり、平成18年から国の基準に基づき、町直営で保健福祉センター内におきまして、利根町地域包括支援センターを設置しております。包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の健康保持と生活の安定のため必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施されてきております。

4でございますが、基準類型は先ほどと同じように、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の二つでございます。

こちらにつきましては、特段本町の実情に国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの事情がございませんので、国の基準に基づいております。

3ページをお願いいたします。

条例の内容でございますが、第1条は趣旨でございます。法の委任により地域包括支援センターの包括支援事業を実施するために必要な基準の趣旨を定めております。

第2条は定義で、用語の意義でございます。第1項は、先ほど説明した必須事業でございます。第3項のほうは65歳以上の第1号被保険者を定義してございます。

第3条につきましては包括的支援事業の基本方針でございます。各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないことを定めております。

第4条につきましては職員に係る基準及び当該職員の員数ということで、第1項で担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき上記の職員の員数は、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員1人。

第2項では、運営協議会が認めた場合などにつきまして、第1号被保険者が概ね1,000人未満は1人または2人、概ね1,000人以上2,000人未満は2人、概ね2,000人以上3,000人未満は保健師その他これに準ずる者1人、及び社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員のいずれか1人という従うべき基準を定めております。

第5条につきましては、中立な運営の確保ということで、運営協議会の意見を踏まえまして、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めております。

第6条につきましては、条例施行に関する委任でございます。

最後に附則でございますが、第3次一括法による法の改正は平成26年4月1日に施行されましたが、法施行日から1年を超えない期間内に条例で定めるとされ、遅くも27年4月1日に施行する必要がありますので、27年4月1日施行と定めております。

説明は以上でございます。大変失礼しました。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第58号から議案第61号までの4件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月22日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）から日程第10、議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第62号から日程第10、議案第65号までの4件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第62号について、秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

まず、5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正でございます。

これは、平成27年4月から業務を実施したいため債務負担を行うものでございます。最初の議会会議録反訳委託から最後の自動体外式除細動器（AED）貸借まで19件の事業がございます。

期間といたしましては、平成26年度から平成27年度まで、各事項の限度額につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、8ページお願いをいたします。

歳入でございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で985万3,000円を増額するものでございます。節1社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金で856万5,000円、障害児施設措置費負担金で128万8,000円となっております。これは、サービス利用者が増加したことから、自立支援給付費の国庫負担分を見込んだものでございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございます。613万7,000円を増額するものでございます。これは、節1社会福祉費補助金については、地域生活支援事業

補助金でコミュニケーション支援として手話通訳者などの派遣の経費の助成を見込んだものがございます。

節5 児童福祉費補助金については、保育緊急確保事業費補助金で、子育て支援センター及び保育士の処遇改善のための補助金などを見込んだものがございます。

続いて、款14 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金で616万5,000円を増額するものがございます。節1 社会福祉費負担金については、国庫負担金でご説明しました内容と同様の理由で増額になったものがございます。

節3 後期高齢者医療費負担金は、後期高齢者医療の保険料軽減分として交付されるもので、今年度の額の決定によるものがございます。

続いて、項2 県補助金、目2 民生費県補助金で95万1,000円の減額でございます。節1 社会福祉費補助金については、国庫補助金の地域支援事業補助金と同様の理由でございます。

その下になります節4 児童福祉費補助金については97万8,000円の減額でございます。地域子育て支援センター補助金及び一時保育促進事業費補助金については、補助率が2分の1から3分の1に変更になったための減額でございます。その下の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、保育士等の処遇改善のための補助金を見込んだものがございます。

次に、次のページになりますが、款16 寄附金、目2 総務費寄附金で2万円を増額するものがございます。これは、寄附金の実績に伴いまして増額を計上したものがございます。

次に、款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金については3,838万円の増額となっております。これは、平成25年度に交付がございました地域の元気臨時交付金について、後年度に活用するために財政調整基金に積み立てをいたしまして管理をしてきましたが、今年度の消防ポンプ自動車の購入に充てるために、今回、基金から繰り入れをするものがございます。

続いて、項2 特別会計繰入金、目4 後期高齢者医療特別会計繰入金で676万4,000円の増額となっております。これは、平成25年度の療養給付費負担金の精算に伴う余剰分を特別会計から一般会計に繰り入れをするものがございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2 総務費、目1 一般管理費で19万1,000円の増額となっております。これは高速道路の有料道路使用料の割引が見直しされましたことから、公用車の有料道路使用料を見込んだものがございます。

目2 秘書広聴費で25万5,000円の増額でございますが、町制施行60周年事業で使用しますPR用ののぼり旗の作成経費を見込んだものがございます。

続きまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費で1,728万7,000円の増額でございます。節12 役務費は障害福祉サービス事業の支払いをするため、国保連合会の審査支払い手数料を見込んだものがございます。

節13 委託料については、手話通訳などのコミュニケーション支援業務の経費を見込んだ

ものでございます。

節20扶助費については、自立支援給付費でございますが、主に障害者福祉サービスのサービス利用者の増加に伴いまして、その経費を見込んでございます。

続いて、目11後期高齢者医療費でございますが、165万2,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金を計上したものでございます。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で257万7,000円を増額するものでございます。これは障害児施設措置費で、放課後デイサービスなどの利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、目2児童措置費で457万9,000円を増額するものでございます。主なものは障害児保育事業で、9月から東文間保育園に障害児が入所したため計上したものでございます。また、保育士の処遇改善のための補助金を見込んだものでございます。

次の目4児童クラブ推進事業費は、新規に採用いたしました児童クラブの指導員の通勤費相当額を計上したものでございます。

続いて、款4衛生費、目1保健衛生総務費で18万3,000円を増額するものでございます。節13委託料につきましては、保健福祉センターで使用してございます健康管理システムの住民記録の更新について、保健福祉センター内のパソコンから住民記録の最新データを抽出して健康管理システムに取り込むための、パソコンのシステムのセットアップの委託料を見込んだものでございます。

節23償還金・利子及び割引料につきましては、母子保健事業の過年度分の国庫負担の返還金を計上したものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

項2清掃費、目2塵芥処理費で823万9,000円を増額でございます。これは龍ヶ崎地方塵芥処理組合の施設長寿命化の基幹設備の整備費の負担金を見込んだものでございます。

続いて、款5農林水産業費、目5農地費で57万8,000円を増額するものでございます。これは、豊田南用水地盤沈下対策事業の事業費が確定しましたことから増額の計上をしたものでございます。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費で54万円を増額するものでございます。これは、国における地方教育行政の法律初め、教育委員会関係法令11法令の改正に伴いまして、本町の条例等の整備をするために業務委託費を計上したものでございます。

次のページでございますが、項2小学校費、目1学校管理費については、各小学校のプロバイダー料を計上したものでございます。

目2教育振興費で178万9,000円を増額は、平成27年度の学習指導要領の改正に伴うデジタル教科書等の購入費を見込んだものでございます。

次に、目3学校給食費は75万円の減額でございますが、給食用備品の契約差金、それか

ら、自動ガス炊飯器の購入を先送りしましたことから減額を見込んでございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費で14万5,000円を増額するものでございます。これは同様にプロバイダー料を計上したものでございます。

続きまして、目3学校給食費については78万円の減額でございます。これは中学校の給食用備品の契約差金を減額するものでございます。

続いて、款9教育費の項5保健体育費、目1保健体育総務費で43万4,000円を増額するものでございます。まず、節19負・補・交につきましては、利根町駅伝大会実行委員会の補助金でございます。町制施行60周年記念の駅伝大会の開催に当たりまして、記念品購入費の補助金を計上したものでございます。

それから、節22補償・補填及び賠償金につきましては、平成26年7月25日に文小学校の学校開放に伴うプール開放事業におきまして、児童がガラス容器に入ったボールを運搬中に、ガラス容器を落してしまい、そのガラス容器が破損して左足を切創した事故について、プール事故賠償金を計上したものでございます。

続きまして、次のページでございますが、款11諸支出金、目1財政調整基金費で2,914万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の余剰分を財政調整基金に積み立てするものでございます。

目8がんばる利根町応援基金費につきましては、寄附金を基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第63号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定からご説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款8繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1億3,800万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で1億2,100万円を増額するものでございます。これは、一般被保険者の療養給付費が伸びたことにより増額でございます。

次に、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で1,700万円を増額するものでございます。これは、一般被保険者の高額療養費が伸びたことにより増額で

ございます。

事業勘定の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。

1点目は、国保診療所医療事務に係る業務委託でございます。これは診療所における医療事務を専門業者に委託して業務を行うものでございまして、平成27年4月より実施したため債務負担行為をするものでございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、また限度額につきましては688万8,000円でございます。

次に、2点目は国保診療所日常清掃に係る業務委託でございます。これは診療所の日常清掃業務を委託して実施するものでございます。こちらにつきましても平成27年4月より業務を実施したため債務負担行為をするもので、期間は平成26年度から平成27年度まで、また限度額は91万8,000円でございます。

以上が、施設勘定の説明でございます。

これで議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第64号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第64号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

2ページをお開き願います。

第1表の債務負担行為の補正でございますが、これは町営霊園業務委託でございまして、清掃、除草、樹木の剪定、害虫防除等の業務を平成27年4月より実施したため債務負担行為でございます。期間としましては平成26年度から平成27年度までで、限度額は404万円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第65号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

議案書の4ページと5ページをお願いいたします。

初めに、4ページの歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目3保険基盤安定繰入金で165万2,000円の増額でございます。これは、平成26年度の後期高齢者広

域連合納付金に係る保険基盤安定負担金の額が決定されたことにより、その増額分を一般会計から繰り入れ増額するものでございます。

次に、款5諸収入、項3雑入、目4雑入で676万4,000円の増額でございます。これは平成25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより、町負担分の超過金が後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金で165万2,000円の増額でございます。これも歳入で説明しましたが、平成26年度の後期高齢者医療広域連合納付金に係る保険基盤安定負担金の額が決定されたことにより増額するものでございます。

次に、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で676万4,000円の増額でございます。これも歳入で説明しましたが、平成25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより、町負担納付分の超過金が後期高齢者医療広域連合から交付され、その超過金を一般会計に戻すものでございます。

これで議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明については以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第62号から議案第65号までの4件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月22日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを補足してご説明申し上げます。

委員の任期に伴いまして、新たに委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

利根町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、同意を求めるものであります。

記

1 住 所 利根町大字羽根野880番地97

2 氏 名 關場 修氏

3 生年月日 昭和24年9月28日生

なお、略歴等につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第66号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月22日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第67号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

坂田生涯学習課長。

〔生涯学習課長坂田重雄君登壇〕

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、議案第67号 損害賠償の額の決定についてにつきまして、補足してご説明申し上げます。

生涯学習課では体育施設開放事業の一環としまして、夏休み期間中に学校教育に支障のない範囲でプールを小学校PTAに開放しております。

平成26年7月25日午後2時30分ごろ、文小学校での夏休みプール開放事業におけるプール水泳指導中、児童がボールの入ったガラス容器を運搬中に落してしまい、容器の破片により児童が左足指を切創する事故が発生してしまいました。

プールにもともとあったガラス容器に起因する事故でありまして、営造物の瑕疵に当たり町が損害賠償をするものであります。

今般夏休みプール開放事業中における事故について、賠償相手方と協議が整いましたので、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものであります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第67号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月22日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

補足説明を求めます。

井原住民課長。

〔住民課長井原有一君登壇〕

○住民課長（井原有一君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について補足してご説明いたします。

これは前任者の任期満了に伴いまして、新たに人権擁護委員候補者を人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くため提案するものでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

記

1 住 所 利根町四季の丘二丁目2番地15

2 氏 名 長田律子

3 生年月日 昭和21年6月28日

なお、略歴につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

諮問第1号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月22日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議員派遣の報告を行います。

去る11月11日、美浦村公民館において、平成26年度県南町村議会議員大会が開催され、9名の議員が出席しました。出席議員を代表して、坂本議員から報告があります。

〔6番坂本啓次君登壇〕

○6番（坂本啓次君） それでは、議員派遣の報告をいたします。

去る11月11日、美浦村中央公民館において県南町村議会議員大会が開催されました。

当日は、美浦村、阿見町、河内町、利根町の議員が一堂に会し、また、各町村の首長、並びに県議等を来賓として迎えました。

まず、大会開催に当たり、議会人として町村のさらなる振興発展を目指し、一致結束し果敢に行動する旨の大会宣言を採択しました。

次に、一つ、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立

一つ、道州制導入阻止と分権型社会の実現

一つ、町村財政の強化

一つ、議会の機能の強化を期する
など、その他ありましたが、13事項にわたり決議しました。

その後、民俗研究家の結城登美雄先生をお迎えし、「地域づくりを考える」というテーマで講演がありました。

先生は、住民を主体にした地域づくりの手法である「地元学」を提唱・実践し、地域づくりプロデューサーとして今なお力を尽くしておられ、当町としましても、このたびの講演会は、まちづくり関連事業の参考になるものでありました。

講演では、一つ、よい自然・風土があること

一つ、よい仕事場があること

一つ、よい居住環境があること

一つ、よい文化があること

一つ、よい仲間がいること

一つ、よい学びの場があること

一つ、よい行政があること

の地域の七つの条件をもとに講義があり、大変意義深く聴講することができました。

以上、報告いたします。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明12月17日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時33分散会